

智頭線 回数券・定期利用モニター助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、智頭線利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、智頭線の新たな利用者の掘り起こしや利用上の課題を把握することを目的に実施する、定期利用モニタリング調査に協力する者に対し、普通回数乗車券、通勤定期券等の購入費用等の一部を助成するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「沿線住民」とは鳥取県、岡山県及び兵庫県に居住している者でかつ、協議会を構成する市町村の住民又はその周辺市町村から通勤・通学で協議会構成市町村へ訪れる者をいう。

(モニター)

第3条 協議会は、新たに智頭線を利用して通勤等を行い、かつモニタリング調査に協力する沿線住民（高校生以下を除く。以下「モニター」という。）に対し、予算の範囲内において通勤定期券又は普通回数乗車券等の購入経費等の一部を助成金として交付する。

2 モニターの実施期間は、令和6年4月1日から令和7年2月末日までとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内とし、次のとおりとする。

- 一 1か月通勤定期券購入額又は普通回数乗車券1回分（11枚綴り）購入額
- 二 通勤定期券利用者が定期券利用区間内において特急列車を利用する場合、定期券用自由席回数特急券購入額（定期券用自由席回数特急券の有効期間内に、上記の通勤定期券有効期間が含まれているもので、上限2,000円）
- 三 通勤定期券利用者が自宅最寄り駅までの移動に利用する自動車等の駐車場の借上料又はバス定期券購入額（いずれも1か月分相当額で、上限3,000円）

2 前項第1号にかかる助成の範囲は、智頭線乗車区間分相当額とする。

(事前申込)

第5条 助成金の交付を受けようとするモニター（以下、「助成対象者」という。）は、次の書類を協議会に提出しなければならない。

- 一 智頭線定期利用モニター助成事前申込書（様式第1号）
- 二 事前アンケート

(内示)

第6条 協議会は、前条の事前申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは助成金の交付を内示決定し、その旨を助成対象者へ通知する。

(事業内容の変更)

第7条 助成対象者は、前条の規定により内示の通知を受けた通勤等の内容を変更しようとするときは、事前に変更申込書(様式第2号)を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の変更申込書の提出があった場合は、内容を審査の上、変更が適当であると認めるときは、内示の変更を決定し、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第8条 助成対象者は、第6条の規定による内示の通知又は、前条第2項の内示の変更の通知を受けた通勤等の期間が満了したときは、速やかに助成金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- 一 購入した1か月通勤定期券の写し又は普通回数乗車券1回分(11枚綴り)の表紙
- 二 第4条第1項第2号の助成金を申請する者は、定期券用自由席回数特急券の写し
- 三 第4条第1項第3号の助成金を申請する者は、自動車等の駐車場借上げに関する契約書の写し又は購入したバス定期券の写し
- 四 事後アンケート

(交付の決定及び額の確定)

第9条 協議会は、前条の規定による助成金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、実績報告の内容を適正と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 協議会は、前条の助成金の額を確定した日から30日以内に、助成金を助成対象者に交付するものとする。

(助成金の返還等)

第11条 協議会は、前条に規定する助成金の交付を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 二 助成金の交付対象となった通勤定期券又は普通回数乗車券等を払い戻したことが判明したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。